

附 則

- 1 この会則は、平成3年4月1日から実施する。
- 2 校長は、全ての会に出席することができる。
- 3 会則の一部改正（平成5年5月6日）
- 4 会則の一部改正（平成9年5月2日）
- 5 会則の一部改正（平成11年4月27日）
- 6 会則の一部改正（平成13年4月23日）
- 7 会則の一部改正（平成14年4月23日）
- 8 会則の一部改正（平成30年5月18日）
- 9 会則の一部改正（令和2年5月8日）
- 10 会則の一部改正（令和4年5月13日）
- 11 会則の一部改正（令和5年5月12日）

西原小PTA選挙管理委員会規定

第1条 この規定は、会長、副会長、幹事及び会計監査委員（以下「役員等」という。）の立候補（推薦を含む、以下立候補）の受付及び選挙について、必要な事項を定める。

※ 推薦とは、本人の承諾を得て、提出されたもの。

第2条 前条の役員等を選出するため、選挙管理委員会を設置する。

(1) 選挙管理委員は、次の通りとする。

- ① 各学級副委員長より1名
- ② 教職員代表2名(内教頭1名)

(2) 選挙管理委員の互選により、委員長1名、副委員長1名を選任するものとする。

(3) 選挙管理委員も、立候補することを妨げない。この場合、選挙管理委員を辞任することとし、委員の補充は行わないこととする。

第3条 選挙管理委員会の任務は、次の通りとする。

(1) 選挙管理委員会は、立候補に関する事務を行う。

① 立候補の公示、立候補届出書の送付、立候補届出書の受付を行う。

② 立候補の届けが定数を超えたとき、総会において選挙を行うものとする。また、選挙により選出された役員等は、総会出席者の過半数の承認を得なければならない。

③ 立候補者が定員数と同数の場合、無投票当選とする。ただし、総会において出席者の過半数の承認を得なければならない。

(選挙委員会)

第4条 立候補者が、立候補届け締切後、定数に満たない場合は、選挙管理委員会は直ちに役員選挙会として発足する。

2 選挙委員会は、選挙管理委員会、会長及び副会長で組織し、委員長及び副委員長は選挙管理委員会委員長、副委員長をもって充てる。

第5条 この規定に定めるもののほか、この規定の施行について必要な事項は選挙管理委員会が別に定める。

附 則

規定の一部改正（令和5年5月12日）